第５号議案

広島県重要文化財の指定について

広島県文化財保護条例（昭和 51 年広島県条例第３号）第３条第１項の規定により広島県重要文化財の指定をすることについて，次のとおり提案します。

平成 30 年３月 13 日

広島県教育委員会教育長　下　﨑　邦　明

指定する物件

広島県重要文化財（工芸品）　短刀　銘□州国分寺住人助国作　嘉暦二年正月日

広島県重要文化財として，短刀　銘□州国分寺住人助国作　嘉暦二年正月日を指定する。

（　種　　別　）　広島県重要文化財（工芸品）

（　名　　称　）　短刀（たんとう）

銘（一字不明）□（しゅうこくぶんじじゅうにんすけくにさく）州国分寺住人助国作

嘉暦（かりゃくにねんしょうがつにち）二年正月日

（　員　　数　）　１口

（　法　　量　）　全長 34.8㎝，刃長 24.8㎝，重量 142g

（　時　　代　）　鎌倉時代　嘉暦２年（1327）

（　所在の場所　）　福山市草戸町三丁目

（　所　有　者　）　個人

（　内　　容　）

本短刀は，銘から，鎌倉時代末期の嘉暦２年（1327），現在の福山市神辺町下御領の備後国分寺を拠点として活動した刀工の助国（すけくに）によって製作されたことが分かる。

助国は，備前伝（一文字派）の流れをくみ，大和伝（手掻（てがい）系）の流れをくむ三原派（古三原）とともに，備後地域において最も古く鎌倉時代末期から南北朝期にかけて活躍したことが知られる。助国には代があったと考えられ，本短刀の作者と考えられる二代助国は，初期は備前伝の作風であるが，徐々に大和伝が強くなる作風を示す。

本短刀の内反りとなる姿は，鎌倉時代の短刀の特色をよく表す。板目に杢（もく）交じりの地肌（鍛え）や筋映りを見せる点などに備前伝（一文字系）の特色が認められるとともに，直刃（すぐは）調の小沸（こにえ）つき刃文（はもん）などに大和伝（手掻系）の特色が認められる。備前伝と大和伝が混在する点は，二代助国の中期の作風を顕著に示しており，全体として優れた出来映えである。

助国一派の現存する作品は非常に少なく，特に短刀の遺例は稀有であるが，その中にあって本短刀は在銘で嘉暦２年の年紀を有しており，同刀工の研究上において重要な作品である。

また，県内の刀工が製作し，県内に所在する国又は県指定文化財の刀剣類に照らして，年紀を有するものでは最も古い年代に位置付けられることから，本県の刀剣史上においても貴重な資料である。

(表)

(裏)

県内所在　国指定・県指定文化財等件数一覧

平成30年３月13日現在

国指定文化財			県指定文化財			合計
種別（種類）		件数	種別（種類）		件数	
国宝	建造物	7				7
	絵画	2				2
	工芸品	9				9
	書跡・典籍・古文書	1				1
	小計	19				19
重要文化財	建造物	56	重要文化財	建造物	45	101
	絵画	11		絵画	51	62
	彫刻	43		彫刻	92	135
	工芸品	55		工芸品	55 (+1)	110 (+1)
	書跡・典籍・古文書	20		書跡・典籍・古文書	51	71
	考古資料	4		考古資料	18	22
	歴史資料	4		歴史資料	4	8
	小計	193		小計	316 (+1)	509 (+1)
重要無形文化財		0	無形文化財		3	3
重要有形民俗文化財		7	有形民俗文化財		5	12
重要無形民俗文化財		4	無形民俗文化財		67	71
記念物	特別史跡・特別名勝	1	記念物			1
	特別史跡	1				1
	特別名勝	1				1
	特別天然記念物	1				1
	史跡	25		史跡	125	150
	名勝	7		名勝	6	13
	天然記念物	15		天然記念物	117	132
				名勝天然記念物	1	1
	小計	51		小計	249	300
重要伝統的建造物群		3				3
合計		277	合計		640 (+1)	917 (+1)
記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財						11
登録文化財			登録有形文化財			236
			登録記念物			3

※　１　網かけ部分が今回付議する文化財に関係する部分である。
　　２　件数は，今回指定することとした場合のものである。（　）は変更件数。
　　３　本年３月９日答申の国指定重要文化財の彫刻１件と，平成29年11月17日答申の登録有形文化財９件（いずれも未告示）は含んでいない。